

専任技術者の確認書類は？

	要件	専任技術者の確認資料等
一般建設業	法第7条第2号イ該当者	卒業証明書及び必要年数分の実務経験証明書 (注)この該当者は、 <u>学校教育法に基づき</u> 指定学科を卒業した者又は旧実業学校卒業程度検定規程による検定合格者及び旧専門学校卒業程度検定を合格した者である。
	法第7条第2号ロ該当者	実務経験証明書 1業種10年(120月) (注)この該当者は、被証明者が複数の企業等で実務経験がある場合は、証明者ごとに作成すること。また、学校教育法に基づかない専門学校等は、イではなくこのロに該当する。
	法第7条第2号ハ該当者	資格者証等の写し (注)「別表-1 有資格者コード一覧」(PDFファイル)をご参照ください。
特定建設業	法第15条第2号イ該当者	資格者証等の写し (注)「別表-1 有資格者コード一覧」(PDFファイル)をご参照ください。
	法第15条第2号ロ該当者	法第7条イ、ロ、ハの確認資料+2年以上の指導監督的実務経験証明書
	法第15条第2号ハ該当者	大臣認定証 (注)指定建設業7業種(土木・建築・管・鋼・ほ装・電気・造園)については、1級の技術者又は大臣認定者に該当する者であること。
<p>常勤性を証明するもの</p> <p>ア．社会保険加入業者(法人・個人とも)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者証写し又は標準報酬決定通知書の写し <p>イ．社会保険未加入業者又は常時5人未満の従業員を使用する個人事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民税特別徴収税額通知書の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し 一人別源泉徴収簿の写しと所得税領収済通知書 新規雇用による確約書 <p>社会保険に加入している事業所であるにも関わらず、申請の技術者が未加入である場合は、常勤性の確認が出来ないので、常勤とみなすことは出来ません。</p>		

(注)「専任技術者」は営業所に常勤しなければなりません。